

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高岡市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高岡市長

公表日

令和8年2月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法(昭和25法律第144号)に基づき、高岡市が実施責任を負う生活に困窮する者に対し、その健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として保護金品を支給するもの。 具体的な事務の内容としては、申請の受理、保護の決定および実施、保護の停止および廃止、要保護者への指導・指示・助言、医療扶助オンライン資格確認に関する事務などであり、これらの事務の確認作業などにおいて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)に基づき、生活保護に関する事務に個人番号を利用する。また、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務についても、同様に特定個人情報を取り扱う。
③システムの名称	生活保護システム、総合福祉システム、宛名管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の第23項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項 <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 総務部 総務課 0766-20-1242

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 〒933-8601
富山県高岡市広小路7番50号
市長政策部 情報政策課
0766-20-1239

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1,000人以上1万人未満 〕</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 1,000人未満(任意実施)2) 1,000人以上1万人未満3) 1万人以上10万人未満4) 10万人以上30万人未満5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 500人以上2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 発生あり2) 発生なし
--	--

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
3. 特定個人情報の使用		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[<input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない]
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受けたうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行うなど、ガイドラインの留意事項を遵守している	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検]	[<input checked="" type="checkbox"/> 内部監査]
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する]
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーでの照会を行った際は、ケース記録にその目的等も踏まえ、記載をしているため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月7日	I 関連情報－1. 特定個人情報を取り扱う事務-事務の概要	生活保護法(昭和25法律第144号)に基づき、高岡市が実施責任を負う生活に困窮する者に対し、その健康で文化的な最低限度の生活を保障することとともに、その自立を助長することを目的として保護金品を支給するもの。具体的な事務の内容としては、申請の受理、保護の決定および実施、保護の停止および廃止、要保護者への指導・指示・助言などであり、これらの事務の確認作業などにおいて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(第9条第2項)に基づき、生活保護に関する事務に個人番号を利用する。	生活保護法(昭和25法律第144号)に基づき、高岡市が実施責任を負う生活に困窮する者に対し、その健康で文化的な最低限度の生活を保障することとともに、その自立を助長することを目的として保護金品を支給するもの。具体的な事務の内容としては、申請の受理、保護の決定および実施、保護の停止および廃止、要保護者への指導・指示・助言などであり、これらの事務の確認作業などにおいて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づき、生活保護に関する事務に個人番号を利用する。また、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務についても、同様に特定個人情報を取り扱う。		
令和3年10月7日	I 関連情報－3. 個人番号の利用-法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項の別表第1の第15項	番号法第9条第1項及び第2項並びに、別表第1の第15の項 高岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条並びに、別表第1の第9の項		
令和3年10月7日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号	番号法第19条第8号及び第9号		
令和3年10月7日	I 関連情報－8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ-連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部 広報情報課 0766-20-1239	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部 情報政策課 0766-20-1239		
令和3年10月7日	II しきい値判断項目－1. 対象人数-いつの時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年8月31日 時点		
令和3年10月7日	II しきい値判断項目－2. 取扱者数-いつの時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年8月31日 時点		
令和4年9月5日	I 関連情報－1. 特定個人情報を取り扱う事務-事務の概要	生活保護法(昭和25法律第144号)に基づき、高岡市が実施責任を負う生活に困窮する者に対し、その健康で文化的な最低限度の生活を保障することとともに、その自立を助長することを目的として保護金品を支給するもの。具体的な事務の内容としては、申請の受理、保護の決定および実施、保護の停止および廃止、要保護者への指導・指示・助言、医療扶助オンライン資格確認に関する事務などであり、これらの事務の確認作業などにおいて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、以下、「番号法」という。に基づき、生活保護に関する事務に個人番号を利用する。また、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務についても、同様に特定個人情報を取り扱う。	生活保護法(昭和25法律第144号)に基づき、高岡市が実施責任を負う生活に困窮する者に対し、その健康で文化的な最低限度の生活を保障することとともに、その自立を助長することを目的として保護金品を支給するもの。具体的な事務の内容としては、申請の受理、保護の決定および実施、保護の停止および廃止、要保護者への指導・指示・助言、医療扶助オンライン資格確認に関する事務などであり、これらの事務の確認作業などにおいて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、以下、「番号法」という。に基づき、生活保護に関する事務に個人番号を利用する。また、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務についても、同様に特定個人情報を取り扱う。		
令和4年9月5日	I 関連情報－1. 特定個人情報を取り扱う事務-事務の概要	生活保護システム、総合福祉システム、宛名管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー	生活保護システム、総合福祉システム、宛名管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等		
令和4年9月5日	I 関連情報－3. 個人番号の利用-法令上の根拠	番号法第9条第1項及び第2項並びに、別表第1の第15の項 高岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条並びに、別表第1の第9の項	番号法第9条第1項及び第2項並びに、別表第1の第15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 高岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条並びに、別表第1の第9の項		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月30日	I 関連情報-4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携-法令上の根拠	番号法第19条第8号及び第9号	番号法第19条第8号及び別表第二		
令和5年9月30日	I 関連情報-7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 総務部 総務課 0766-20-1254	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 総務部 総務課 0766-20-1242		
令和5年9月30日	I 関連情報-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ-連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部 情報政策課 0766-20-1239	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 未来政策部 情報政策課 0766-20-1239		
令和5年9月30日	II しきい値判断項目-1. 対象人数-いつの時点の計数か	令和3年8月31日 時点	令和5年9月30日 時点		
令和5年9月30日	II しきい値判断項目-2. 取扱者数-いつの時点の計数か	令和3年8月31日 時点	令和5年9月30日 時点		
令和6年5月27日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	番号法第9条第1項及び第2項並びに、別表第1の第15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 高岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条並びに、別表第1の第9の項	番号法第9条第1項及び第2項並びに別表第1の第15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 高岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条及び別表第1の第9の項	事後	番号法の改正による
令和6年5月27日	I 関連情報-4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携-法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令	事後	番号法の改正及び主務省令の制定による
令和6年5月27日	II しきい値判断項目-1. 対象人数-いつの時点の計数か	令和5年9月30日 時点	令和6年5月27日 時点	事後	見直しによる
令和6年5月27日	II しきい値判断項目-2. 取扱者数-いつの時点の計数か	令和5年9月30日 時点	令和6年5月27日 時点	事後	見直しによる
令和7年1月31日	II しきい値判断項目-1. 対象人数-いつの時点の計数か	令和6年5月27日 時点	令和7年1月31日 時点	事後	見直しによる
令和7年1月31日	II しきい値判断項目-2. 取扱者数-いつの時点の計数か	令和6年5月27日 時点	令和7年1月31日 時点	事後	見直しによる
令和7年10月7日	特定個人ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	未来政策部	市長政策部	事後	組織改編による
令和7年10月7日	個人番号の利用 法令上の根拠	高岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条及び別表第1の第9の項	削除	事後	条例改正による
令和8年1月15日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	番号法第9条第1項、及び第2項並びに別表の第15 項	番号法第9条第1項、別表の第23項	事前	R8.6データ標準レイアウト改版に伴う見直し
令和8年1月15日	I 関連情報-4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項 <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項	事前	R8.6データ標準レイアウト改版に伴う見直し